

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(特定職員についての適用除外) 第27条の4 〔略〕 2 第10条の2から第12条まで、第14条の2及び第27条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 〔略〕	〔同左〕 第27条の4 〔略〕 2 第10条の2から第12条まで、 <u>第12条の3</u> 、第14条の2及び第27条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 〔略〕

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第31号）の一部を次のように改正する。  
付則第9項中「、第12条の3」を削る。